イ　９号倉庫改修
構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
平屋建て／地下１階
規模：建物延べ面積　約2,600㎡
㋐　建築工事
工事内容：外壁改修、内部改修、屋上改修
㋑　電気工事
工事内容：電灯、動力、防災等
㋒　機械工事
工事内容：空調、給排水設備等
㋓　通信工事
工事内容：構内交換等
ウ　体育館改修
構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
２階建て／地下１階
規模：建物延べ面積　約2,600㎡
建築工事
工事内容：建具改修等
エ　庁舎Ｅ１棟改修
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
10階建て／地下１階
規模：建物延べ面積　約32,000㎡
工事内容：内部改修（２室　約180㎡）
㋐　建築工事
工事内容：内部改修（２室　約180㎡）
㋑　電気工事
工事内容：附帯設備改修
㋒　機械工事
工事内容：附帯設備改修
㋓　通信工事
工事内容：附帯設備改修
⑸　工期　平成27年６月30日まで
⑹　本工事における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は平成26年９月15日から平成27年６月30日までとする。
⑺　使用する主要な資機材　なし
⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に
ア　建築工事
㋐　６号倉庫改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、外壁改修工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事
㋑　９号倉庫改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、外壁改修工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事
㋒　体育館改修　改修に伴う撤去工事
㋓　庁舎Ｅ１棟改修　改修に伴う撤去工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑿　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積2,000㎡以上（１棟当たり）の建築改修又は、建築新設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成11年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建築改修又は、建築新設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。
３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
・「工事現場周辺の環境保全及び安全対策について、どのような配慮を行うか」に関する技術提案
（着目点）
本工事は、倉庫改修２棟、体育館改修、庁舎Ｅ１棟２室改修を行うものであり、狭隘な工事エリアで他工事と輻輳していることから、環境保全・安全対策には十分に注意しなければならない。また、工事エリアには財務省の研修センター及び公道が隣接しており、騒音又は歩行者への交通安全にも注意を要する。このことから、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。①他工事を考慮した安全対策について　②他工事を考慮した工事車両の交通管理対策について　③資材等搬入時の歩行者への安全対策について　④隣接施設への騒音抑制対策について　⑤庁舎Ｅ１棟改修工事中における使用者への工事周知対策について